

点検・評価報告書 様式

第 8 章 教育研究等環境(基本情報一覧)

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究環境の整備に関する方針	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/houshin/03.html
備考:	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
研究倫理	https://www.kyoto-wu.ac.jp/kenkyu/rinri/index.html
備考:	

第 8 章 教育研究等環境(本文)

評価:S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

令和 2 (2020) 年 3 月の理事会で策定した第 2 次長期目標に、次のように記載している。

- ・ 魅力あるキャンパスの構築・活用等

耐震化 100% を早期に達成して、学生主体の様々な交流が生まれる魅力あるキャンパスの整備を完了するとともに、計画的に施設・設備の改修整備を実施してキャンパスの安全確保や美観維持に努める。また、高等教育機関として求められるキャンパスの情報化、高度化に対応する。

また、大学で策定した「教育研究環境の整備に関する方針」には、次のように定めている(根拠資料 8-1【ウェブ】)。

【校地・校舎の整備】

- ・ 本学園の財政状況や改組計画を踏まえ、校舎建築及び施設・設備の整備を推進する。
- ・ 校舎・設備の老朽化を見据え、中長期的な施設設備改修計画を策定し、年次計画で推進する。
- ・ 自然エネルギーを活用し、環境に配慮したエコキャンパスの実現を目指す。
- ・ 台風や地震等の大規模災害に備えた設備の整備に取り組む。

これら方針を踏まえつつ、現在も東山キャンパス整備計画が進行中であり、約 15 年にわたり大学のキャンパス整備を継続している。この 15 年間に新築乃至耐震化を行った校舎は次のとおり。

平成 23 (2011) 年 3 月	F 校舎、Y 校舎、馬町駐輪場新築工事	竣工	
平成 25 (2013) 年 3 月	C 校舎耐震補強工事	竣工	
平成 25 (2013) 年 5 月	R 研究所棟新築工事	竣工	
平成 25 (2013) 年 5 月	U 校舎新築工事	竣工	
	11 月	K 校舎増築工事	竣工
平成 26 (2014) 年 6 月	B 校舎免震工事	竣工	
平成 29 (2017) 年 2 月	図書館新築工事	竣工	
	9 月	紫金寮新築工事	竣工
平成 30 (2018) 年 3 月	東山寮増築・改修工事	竣工	
令和 2 (2020) 年 3 月	L 校舎耐震工事	竣工	
令和 3 (2021) 年 3 月	E 校舎新築工事	竣工	

点検・評価報告書 様式

令和 5 (2023) 年 5 月 旧 A・Q 校舎解体工事 完了 (耐震化率 100%達成)

令和 6 (2024) 年 11 月 A 校舎新築工事 竣工

その他の施設設備改修や新規導入については、毎年度、各学科・部局からの希望を確認して、予算との調整をふまえて年次で施設設備改修計画を策定し、各年度の工事計画として推進している(根拠資料 8-2)。現在は令和 6 (2024) 年度の心理共生学部の新設と発達教育学部の改組に関わる校舎改築整備を実施しており、その第 2 期工事を令和 7 (2025) 年度に実施する予定である。また、環境に配慮した施設・設備の整備についても、校舎新築時には法令に従って太陽光発電設備を整備するとともに、施設課管理の公用車(EV)及び充放電器の導入や、大学体育館内及び新築 A 校舎内に蓄電池を設置するなど、災害対策にも計画的に取り組んでいる。

・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

情報通信環境の整備に関しては、「教育研究環境の整備に関する方針」において、次のように定めている(根拠資料 8-1【ウェブ】)。

【情報通信環境の整備】

・第 2 次 ICT 環境整備計画(令和 4 (2022) ~令和 8 (2026) 年度)を踏まえた情報通信環境の整備を進め、教育研究環境および学生支援等の充実を図る。

・より安全で利便性の高い情報通信基盤を教育研究や学生支援、大学運営等に積極的に活用するための取り組みを進める。

・学生および教職員に情報倫理と ICT リテラシーを修得させるため、教材の提供や定期的な研修を実施する体制を整える。

この方針に基づき、情報基盤センター及び情報基盤専門部会が中心となり整備を進めており、校舎内の無線 LAN 環境の整備を順次拡充してきている。

また、令和 2 (2020) 年度入学生より全ての新生にノート PC を一人一台配付し、学内外問わず学習が可能な環境を整えている。これによりコロナ禍においても遠隔授業の対応が可能となった。加えて PC の修理が必要となった際には、大学から代替機を貸出することで、学習に支障がない仕組みを整えている。

卒業時アンケートにおいて、パソコン・インターネット等の情報設備の満足度が 5 点満点中平均 3.9 点(令和 3 (2021) 年度 3.78、令和 4 (2022) 年度 4.01、令和 5 (2023) 年度 3.92)となっており、学生は概ね満足していることがうかがえる(根拠資料 8-4)。教員についても学生と同様のパソコンを支給し、場所を問わず教育研究を進めることが可能な環境を整備し、特に授業準備の際に学生と同じ環境を利用できるようにしている。

学内施設において無線 LAN を安定的に利用した学習及び研究環境を整えるため、令和 6 (2024) 年度及び令和 7 年度に ICT 計画において学内無線 LAN の拡充を予定している。無線 LAN の拡充により、学内ほぼすべての校舎において安定した無線利用が可能となる予定である。同時に、近年のクラウドサービス利用増加に鑑み通信速度の向上(SINET10G)を図り、快適なネットワークサービスが利用できる環境を整備した。また、令和 5 (2023) 年度に国際学術無線 LAN ローミング基盤(eduroam)を一部校舎で先行導入し、学会等で来学するゲストが所属する組織の ID 及びパスワードを利用して本学のネットワークに接続することが可能と

点検・評価報告書 様式

なった。同時に、本学の教職員が出張等で他大学等 eduroam 参加機関に訪問した際にも本学の ID・パスワードで無線 LAN 利用が可能となった。eduroam 利用状況から検討した結果、令和 6 年（2024）度及び令和 7（2025）年度のネットワーク整備計画時には全校舎へ拡大する予定である。

またノートパソコンを活用したグループ学習に資する設備や e ラーニングをはじめとする授業教材・コンテンツ制作のための設備を整えた教室を整備した。教室の AV 機器使用時のトラブルや利用サポートについても同様にシステムエンジニア及びコンピュータアドバイザーが対応しており、授業進行に支障が及ばない体制を整えている。

・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

新入生に対しては「情報倫理ハンドブック」を入学時に配付し、1 回生必修科目「情報リテラシー」で情報倫理に関する指導を行った上で、情報倫理テストを実施している。すべての学生が情報倫理テストに合格するまでサポートする体制を整えている。

教職員には情報セキュリティに関する SD 研修を令和 5（2023）年度より毎年度情報基盤センター主催で実施している。令和 6（2024）年度研修の受講率は約 50% となっており、受講率向上のため未受講者のアカウント停止等を検討している。

令和 5（2023）年度にはメール機能を Microsoft365 へ移行するとともに Microsoft365 利用時の多要素認証を導入した。以前はパスワード漏洩によるセキュリティ事故が年間数件発生していたが、多要素認証の導入後はパスワードが漏洩しても第三者によるログインは成功しないためセキュリティ事故に繋がらず、セキュリティレベルが向上した。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

図書館・学術資料の整備については、「教育研究環境の整備に関する方針」において、以下のように定めている（根拠資料 8-1【ウェブ】、根拠資料 8-5【ウェブ】）。

【図書館・学術資料の整備】

- ・教育研究学修の促進のため、ラーニングコモンズやカジュアルスタディスペース等の適切な学習環境の提供、多様な資料に対応した利用環境や運営方法の整備充実に努める。
- ・図書資料（電子資料を含めた教育研究上必要な多様な資料）については、図書管理規程に基づき、各学科の教育内容、教育計画を踏まえ計画的に整備を進める（根拠資料 8-6）。
- ・学術資料や教育・研究成果等の保存・公開については、収集した資料を保全しながら、機関リポジトリの積極利用による学術情報発信を促進することでオープン化を支援するとともに、計画的に企画展示や電子アーカイブ化を実施することで資料の可用性を高められる

よう整備を進める。

この方針に基づき、資料の収集を行っている。資料の選定にあたっては、図書館職員による選書だけでなく、学生の学修や幅広い教養の向上に役立つ図書について、各学科の教員による専門的な見地からの選書をおこなっている。学生からの購入希望図書申請も受け付け、内容審査の上購入を決定し利用に供している。授業、研究、自己学習、教養など目的別に予算を管理し整備を進めている。また、資料の更なる充実と相互協力の観点から、本学図書館は国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に接続するほか、京都府図書館総合目録ネットワーク(K-Libnet)への参加、さらに国立国会図書館の運営する図書館向けデジタル化資料送信サービスも活用し、利便性の向上につなげている。

学術資料や教育・研究成果等の保存・公開については、京都女子大学学術情報リポジトリ(京女 AIR)にて本学の教育・研究成果を公開している(根拠資料 8-7【ウェブ】)。令和 6 年 6 月に国立情報学研究所のジャパンリンクセンター準会員参加が承認された。これにより本学の学術研究リポジトリに登録されている研究論文に対して Digital Object Identifier の付与が可能となり、研究論文にデータが引用されることで、研究成果として評価され本学が生成した研究資源・学術資産の管理・利用促進が期待される。外部から本学の研究資源へのアクセスが容易になることで、学術資料や教育・研究成果等について、積極的なオープン化が促進され、大学の研究機関としての社会的使命を果たすことへの一助となる。本学図書館が所蔵する貴重資料を用いた企画展示を、本学教員の協力のもと定期的に行っている。なお、貴重資料については原本の保全に限らず、教育・研究に寄与できるようデジタル化を進めていく必要がある。数多くある貴重資料の一部はマイクロフィルム等で保管、閲覧できるようになっているが、将来の劣化を考慮すると、残り必要なものから順次データ化する計画を進めていく。

・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学図書館は、専任職員の管理のもと業務委託により図書館運営を行っている。学生及び教員の対応を行うスタッフについては、全員が図書館法第 5 条に基づく司書資格を有している。また図書館サービス業務の経験年数が 5 年以上の人材を複数名配置して、知識や経験の共有により、全体の対応力を向上させている。

学修や研究における図書館の積極的な活用を促すことを目的として、図書館の使い方や資料の探し方、データベース利用方法などをレファレンス担当者が紹介する実習型のガイダンスを、各講義・ゼミ・研究室単位で受け付けている。新入生には基本編、2 年生以上には応用編など、目的や修学年数に応じた内容で対応しており、例年 700~1,000 名前後(コロナ禍時期を除く)の参加者があり、令和 5 (2023) 年度は 786 名の学生がガイダンスに参加した。司書資格を有した経験豊富な業務委託者による利用者サービスを提供し、委託業者と連携して図書館運営を行うために司書資格を有した大学職員も配置している。

図書館の施設設備は、平成 29 (2017) 年度の新築時より大きな変化はないが、開架閲覧スペースを中心とする「知恵の蔵」と、グループワークやディスカッションを行うアクティブラーニングcommons という「静謐な空間」と「対話の空間」を分ける施設構成が奏功しており、卒業時アンケート調査においても、「図書館の施設・設備、使いやすさ」の項目で 5 点満点中 4

点以上を例年獲得しており、フリーコメントにおいても好意的な意見が見られ、総じて高評価を維持し続けている（根拠資料 8-4、根拠資料 8-5【ウェブ】）。また、学習行動比較調査の「学内で学習する場合、最も多く使用する場所はどこですか」の項目では、「図書館で学習する」と回答した学生が約半数程度となっており、学内での学習場所として図書館が活用されていることがわかる（根拠資料 8-8）。

しかし、ラーニングcommonsやカジュアルスタディスペースについては、本来対話や論議を通じて学生の主体的な学習活動を促す場としての利用が期待されていたが、令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルス蔓延による行動規制等の影響もあり、人と直接対話すること自体が敬遠される状態が長期化したため、学生にとってその存在が希薄になりつつある。現在の在学学生は、中学校・高校生活をコロナ禍における行動制限により変貌する学習様式の中で送ってきた世代であり、ディスカッション等はオンラインで行うのがスタンダードになっていることも影響していると考えられる。結果として、ラーニングcommonsやカジュアルスタディスペースは「会話をしてもよい自習室」として利用されている傾向がある。以上から、ラーニングcommonsやカジュアルスタディスペース等の設備は整備されているが、学生主体による対話や論議の場という目指すべき活用には至っていない状況といえる。

図書館の運営上不可欠となる図書館システムについては、令和 4（2022）年度に新システムに移行し、パソコンのみならずスマートフォンやタブレット端末等の多様なデバイスに対応し、蔵書検索ページと図書館ホームページが一体化し、利用者専用ページであるマイライブラリーの機能についてもより洗練される等、旧システムと比較して利便性が向上しており、利用者のニーズに対応したサービスの提供が可能になった。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

大学として「研究推進に関する方針」を定めるとともに、学長のリーダーシップのもと、第 2 次グランドビジョンのうち、研究に関する項目について種々の方策によって推進を図っている（根拠資料 8-9【ウェブ】）。「研究推進に関する方針」の内容は、以下のとおりである。

【基本方針】

本学は、社会からの信頼と負託に応え、地域社会の発展や学術の進展に貢献する研究活動を持続的に推進する。

1. 多様な研究の尊重と研究活動の支援

点検・評価報告書 様式

本学における研究の多様性を尊重し、研究者の特性に応じた研究及び学部・分野横断の研究活動を促進するとともに、若手研究者や女性研究者の支援を推進する。

2. 学術交流の強化

大学間連携、産学官連携や国際共同研究等を推進し、本学の所有する知的資源を活用した特色ある研究拠点の形成と学術交流の強化をめざす。

3. 地域社会への貢献

地域連携や産学官連携を図り、社会の課題解決に資する研究を推進し、研究成果を社会に還元する。

4. 研究成果の発信

研究成果を積極的に発信・公開し、社会の発展や学術の進展に貢献する。

5. 外部資金獲得の拡大と支援体制の充実

競争的研究資金等外部資金の受け入れ体制を整備し、科学研究費補助金やその他の補助事業への積極的な応募を促進する。

6. 研究環境の整備

「京都女子大学研究倫理規準」及び各種関連規定に則り、公正かつ適正な研究を安全に実施できる環境を整備する。

7. 研究推進マネジメントの構築

本学の有する知的資源の活用や多様な研究及び特色ある研究を効率的、持続的に推進するためのマネジメント体制を整備する。

8. 重点項目に関連した研究の推奨

第2次グランドビジョン実現に向け、「ジェンダー平等」、「SDGs」、「データサイエンス」を重点項目とし、いずれか（又は複数）の項目に関連する研究を推奨する。さらに、戦略的プロジェクト経費（学長裁量）を当該分野に関する研究に重点的に配分する。

自由な研究の推進を図るため、全専任教員に個人研究費41万円（令和6（2024）年度実績）を支給し、研究室および必要な備品を整備している。また大学教員人事会議において「授業担当責任時間にかかる学長原則」を定め、担当授業の上限を定めるなどして、研究時間の確保を図っている。また令和8（2026）年度からは「スタートアップ助教」制度を開始し、若手女性研究者の支援を推進する。

特色ある研究拠点の形成として、データサイエンス研究所の設置をあげることができる（根拠資料8-10【ウェブ】）。

データサイエンス研究所は、本学の建学の精神に則り、本学のデータサイエンスに関する物的・人的・知的資源を活用して、行政・産業界・教育機関と連携し、データサイエンスによる社会の課題解決およびイノベーション創出に貢献することを目的として、令和4（2022）年4月に開設された。同研究所では、データサイエンスによる社会の課題解決およびイノベーション創出に貢献することを目的に本学のデータサイエンスに関する物的・人的・知的資源を活用して、行政・企業・教育機関との連携を行い、令和5（2023）年度末時点で15の企業と連携協定の締結をしている。またステークホルダーと連携したデータサイエンスブレイクスルー推進事業を実施し、先端的な研究の進化と体系化を推し進めるとともに、データサイエンス・AIを駆使したイノベーションの創出を目的とし、企業・自治体・外部研究機関との連携や共同研究を進めている。令和5（2023）年度では、数理統計分野・情報分野

点検・評価報告書 様式

のグループにおいて、それぞれ1回のシンポジウムを開催した。さらにデータサイエンス実践教育・研究の推進事業として、ダッソー・システムズ株式会社との連携事業を進めている。令和5(2023)年度には、同社から9名の社員とデータサイエンス学部の学生54名が、スマート道路灯の活用法・発展性などに関するワークショップを行い、その結果について静岡県裾野市役所でプレゼンテーションを実施した。

学内研究助成として、「研究経費助成」「研究用機器備品助成」「研究叢刊の発行・出版経費の一部助成」及び「研究補助員助成」の各種制度を整備しており、申請に応じて学内組織で審査し、研究経費の面でサポートしている。令和5(2023)年度実績として総額約35,400,000円を当該経費として支出している。また、本学の学部所属の専任教員がその教育研究能力を高め、かつ本学の向上発展に資するため、国外又は国内で一定の期間、通常の職務を離れ、学術の研究又は調査に専念する内外研究員制度を設けており、令和5(2023)年度実績として、国内研究員1名、期間1年間に対して研究費400,000円、国外研究員1名、期間1年間に対して研究費2,400,000円支給した。

学内研究助成においては、申請時に当該研究が重点項目「ジェンダー平等」「SDGs」「データサイエンス」のいずれかの項目に該当するか必須で回答させ、審査の際の重要項目としている。専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援の観点から、研究支援デスクには、科研費を主とした外部資金に対応するため委託業者より専門人材が派遣されている。専門人材は、外部資金の出納管理はもちろん、申請支援の一環として初心者向け勉強会、募集要項にもとづいた応募支援、採択者に向けた執行方法解説等を実施している(根拠資料8-11、根拠資料8-12)。科研費については、令和6(2024)年度実績で申請48件中17件が採択され(採択率35.4%)、7年前の平成29(2017)年度実績である申請45件中14件採択(採択率31.1%)と採択率ベースで上昇している。また、採択率からは見えてこないが、これまで基盤研究(C)への申請が多く見られたが、近年ではより採択率の低い基盤研究(A)、同(B)あるいは挑戦的研究(萌芽)への申請が増加しており、本学に所属する研究員の研究意欲が向上していることがわかる。

また若手研究者育成のための仕組みの整備の観点から、日本学術振興会特別研究員応募に対するサポートも開始した。実績として令和5(2023)年度、令和6(2024)年度にDC2に各1名採用された。さらに令和7(2025)年度からは独自の若手研究者支援策として、「スタートアップ助教」制度を導入することになった(根拠資料6-14)。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、京都女子大学研究倫理基準及び研究活動の不正行為の防止に関する規程はホームページに公開している(根拠資料8-13【ウェブ】、根拠資料8-3【ウェブ】)。また、研究倫理の遵守を図る取り組みとして、本学に所属する専任教員全員に対して、本学就任時に日本学術振興会が提供するeラーニング教材の「eL CoRE」の受講を必須とし、臨床研究倫理審査を必要とする人を対象とする研究を行う研究者には、APRINが提供するeラーニング教材「eAPRIN」の受講を必須としている。学生に対する研究倫理教育の実情を追記

大学院生に対しては、令和7(2025)年度在籍者より、「eL CoRE」の受講を必須とし、本

点検・評価報告書 様式

学の臨床研究倫理審査を受ける場合にあつて、大学院生とりわけ博士後期課程在籍者には、例外なく「eAPRIN」の受講を義務付ける予定である。また、大学院生も研究者として対応すべく、教員向けに実施している研究倫理啓発活動（年間4回実施）も案内し、出席を求めていることとしている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

毎年の自己点検・評価活動の中で現状を把握した上、学長が主宰する内部質保証推進会議から改善に向けた助言をしている。自己点検・評価の結果は、さらに次年度学長方針および事業計画に反映され、必要な予算措置をして確実な改善へと繋げている。

・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

令和6（2024）年度学長方針に従い、研究不正防止のための啓発活動を再構築し、年間4回にわたって研究費不正防止の啓発活動と題して、ガイドラインの解説、実際に起こった研究不正の紹介、研究募集の案内等実施している。なお、当該啓発活動は、専任教員はもちろん、実験助手や学部事務担当者にも受講を促しており、令和6（2024）年度は全専任教員201名の受講を確認している。

学内 ICT 環境整備については情報基盤センター窓口には訴えられる様々な利用者の状況を聞き取るだけでなく、各教室での AV システム利用状況や、各種サービスログ及びネットワーク通信状況統計等から得られる情報を元に、毎月の定例会にて常駐システムエンジニアおよびコンピュータアドバイザー、情報基盤センター長、副センター長、情報システム課員による情報共有と課題抽出、改善方策についての議論を実施している。議論の結果は年に一度の自己点検・評価の中で報告した上で、内部質保証推進会議の助言を踏まえて次年度の学長方針・事業計画に組み入れられる。具体的には、ノートパソコンの一人一台化達成を踏まえ、コンピュータ教室将来計画案を策定し実施した。また、学生のオンデマンドプリンタ利用状況を分析し、それに基づきオンデマンドプリンタ設置場所の変更及びプリンタ利用枚数の増量を実施することで学生の利用環境の改善を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

学園長期目標及び中期計画ならびに「教育研究環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究基盤の整備を着実に進めている。京都市東山区という建築規制の極めて厳しい環境の

点検・評価報告書 様式

中で、15年にわたり大規模なキャンパス整備計画を推進し、目標であった耐震化100%を達成するとともに、キャンパスの一新を実現した。校舎・施設・設備のほか、教育・研究用機器備品などについても、学科あるいは個々の教員の希望に沿う形で、毎年整備を進めている。

情報通信環境についても、全学生にノートパソコンを貸与していたことがコロナ禍でも重要な役割を果たした。さらにキャンパス全体でICT環境整備計画として、大学ネットワーク機器等整備計画（第1期）（第2期）を2ヶ年で策定し、第1期は令6（2024）年度内に期間スイッチ等の更新を行い、第2期として令和7（2025）年度内に建屋スイッチの更新及び無線LANの拡充を進めている。

図書館についても、本学所蔵貴重図書の利用を図りつつ、DOIを積極的に付与し、機関リポジトリの積極利用による学術情報発信を促進するなど、デジタル化を進めている。

研究活動促進のために、上記の各種整備のほか、学長裁量予算を基に研究の学内公募を行い、大学として重点を置く研究テーマの推進を図っている。また令和7（2025）年度からは、若手研究者支援として、「スタートアップ助教」制度を導入する。

これらの取り組みについては、卒業時アンケートの結果から学生の評価を図るとともに、毎年の学長方針や事業計画の策定プロセスの中で実績評価がなされ、次年度の方針・計画に反映されている。

【問題点】

多額の経費を伴う大規模なキャンパス整備を優先して進めてきたこともあり、改組を実施していない学科や老朽化した施設等の整備が後回しになってしまった点が見られ、今後の計画的な整備が必要である。また、今後のさらなる教育研究の発展のためには、教員のさらなる積極性を引き出すことが必要であり、そのための教育研究エフォートの可視化や、公平な評価制度の導入が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後は、第2期中期計画の考え方や内容を全学園に浸透させていくのが喫緊の課題である。また、新築工事を行った校舎も順次15年を経過していくことから、長期にわたる設備の更新計画を立て、計画的に設備の整備に取り組んでいく必要がある。

教育および研究に関する環境整備は概ね順調に進んでいるため、今後は個々の教員の積極性を引き出す方策を検討し、例えば基準となるエフォート率の設定などを検討する。